

機 密 性 2 情 報

国九整用企第71号
令和6年3月28日

各用地関係事務所長 殿

用 地 部 長
(公印省略)

「調書確認業務費積算基準（案）の制定について」の
廃止について（通知）

標記については、平成31年3月25日付け国九整用企第131号により処理しているところですが、用地調査等業務費積算基準（案）の改正（令和6年3月25日付け国九整用企第58号）に伴い、同通知を廃止することとしましたので通知します。

なお、この通知は、令和6年4月1日以降に入札書の提出期限を設ける業務より適用します。

廃止通知

機密性2情報

国九整用企第131号

平成31年3月25日

各用地関係事務所長 殿

用地部長
(公印省略)

調書確認業務費積算基準(案)の制定について(通知)

標記について、別添のとおり定めたので通知します。

なお、この通知は、平成31年4月1日以降に公示する業務より適用します。

調書確認業務費積算基準（案）

調書確認業務とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地調書・物件調書の確認を求め、当該調書にこれらの者の署名押印を求めるものとし、土地調書・物件調書を作成する業務に加える場合、これに要する直接人件費の積算は、表1～表3によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

また、調書確認に係る直接人件費の積算に当たっては、表1の区分ごとの「補正率」欄に掲げる補正を行うものとする。

表 1

区 分		判 断 基 準		補正率
調 書 確 認		全体的な判断基準	個別的な判断基準	
	イ	土 地 の み	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
	ロ	土地及び工作物等	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。	0.80
	ハ	土 地 及 び 建 物	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（居住用併用を含む）に供されている借家人に係るもの。	1.00
	ニ	土地及び建物並びに営業	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居用併用を含む）補償に係るもの。	1.30

注1 土地の定義には、借地権を含む。

注2 墳墓所有者(土地及び墓石等)は、「イ」を適用するものとする。

注3 借地権に基づく建物所有者は、「ハ」を適用するものとする。

注4 「ロ」の機械設備等の判断基準は原則として、(1)の場合は、土地所有権に基づくもの、(2)の場合は、土地所有権を有するもの以外のものに適用するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、表2により行うものとする。

表 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.54 人	
			技師 A	0.54 人	
			技師 B	0.54 人	

注 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

3 調書確認

調書確認は、土地調書・物件調書の配布及び説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

(調書確認)

表3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
調書確認	権利者	ハ	主任技師	—	—	—	
			技師A	0.17	—	0.17人	
			技師C	0.17	0.06	0.23人	

注1 本表の歩掛は、表1のハを基準としたものであり、表1の区分により補正を行うものとする。

注2 直接人件費=表1の補正単価×表1の区分ごとの権利者数

なお、表3により調書確認を行ったものを、用地調査等業務費積算基準(案)第13補償説明(以下「積算基準」という。)に付す場合に要する直接人件費の積算は、積算基準の表13-8を次の内容に改めて行うものとする。

(補償説明)

表13-8

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
補償説明	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師A	1.79	0.10	1.89人	
			技師C	1.79	0.50	2.29人	

注1 本表の歩掛は、表13-1のB-ハを基準としたものであり、表13-1の区分により補正を行うものとする。

注2 直接人件費=表13-1の補正単価×表13-1の区分ごとの権利者数

機 密 性 2 情 報

国九整用企第72号
令和6年3月28日

各用地関係事務所長 殿

用 地 部 長
(公印省略)

「相続説明業務費積算基準（案）の制定について」の
廃止について（通知）

標記については、平成30年11月2日付け国九整用企第91号により処理しているところですが、用地調査等業務費積算基準（案）の改正（令和6年3月25日付け国九整用企第58号）に伴い、同通知を廃止することとしましたので通知します。

なお、この通知は、令和6年4月1日以降に入札書の提出期限を設ける業務より適用します。

廃止通知

機密性2情報

国九整用企第91号

平成30年11月2日

各用地関係事務所長 殿

用地部長
(公印省略)

相続説明業務費積算基準(案)の制定について(通知)

標記について、別添のとおり定めたので通知します。

なお、この通知は、平成30年12月1日以降に公示する業務より適用します。

相続説明業務費積算基準（案）

相続説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転の対象となる権利者に相続が発生している場合に、用地調査等業務費積算基準第13章補償説明（以下「補償説明」という）のうち、契約対象者以外の相続人等に対する相続関係に係る説明（以下「相続説明」という）を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表1～表5によるものとする。

なお、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。相続説明に係る直接人件費の積算に当たっては、表1の区分ごとの「補正率」欄に掲げる補正を行うものとする。

表 1

区 分		判 断 基 準		補正率
相続説明等	イ	全体的な判断基準	個別的な判断基準	0.50
		土地のみ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。	
	ロ	土地及び工作物等	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。	0.80
	ハ	土地及び建物	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（居住用併用を含む）に供されている借家人に係るもの。	1.00
ニ	土地及び建物並びに営業	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居用併用を含む）補償に係るもの。	1.30	

注1 土地の定義には、借地権を含む。

注2 墳墓所有者(土地及び墓石等)は、「イ」を適用するものとする。

注3 借地権に基づく建物所有者は、「ハ」を適用するものとする。

注4 「ロ」の機械設備等の判断基準は原則として、(1)の場合は、土地所有権に基づくもの、(2)の場合は、土地所有権を有するもの以外のものに適用するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

相続説明を単独で発注する場合における現地踏査の費用内容及び取扱いは、表2により行うものとする。なお、補償説明に加えて相続説明を発注する場合、現地踏査は補償説明を採用するものとする。

表 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.54 人	
			技師 A	0.54 人	
			技師 B	0.54 人	

注 現地踏査は、表1の区分を行わないものとする。

3 概況ヒアリング

概況ヒアリングに要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

(相続説明等)

表3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況 ヒアリング	権利者	ハ	主任技師	—	0.06	0.06人	
			技師A	—	0.06	0.06人	
			技師C	—	0.06	0.06人	

注1 相続説明等は、技師A1名、技師C1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 本表の歩掛は、表1のハを基準としたものであり、表1の区分により補正を行うものとする。

注3 直接人件費=表1の補正単価×表1の区分ごとの権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料等の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表4により行うものとする。

(相続説明等)

表4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料等 の作成	権利者	ハ	主任技師	—	0.02	0.02人	
			技師A	—	0.08	0.08人	
			技師C	—	0.08	0.08人	

注1 本表の歩掛は、表1のハを基準としたものであり、表1の区分により補正を行うものとする。

注2 直接人件費=表1の補正単価×表1の区分ごとの権利者数

5 相続説明

相続説明は、土地、物件調書の配布、相続関係書類の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5により行うものとする。

(相続説明等)

表5

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
相続説明	権利者	ハ	主任技師	—	0.02	0.02人	
			技師A	0.54	0.02	0.56人	
			技師C	0.54	0.21	0.75人	

注1 本表の歩掛は、表1のハを基準としたものであり、表1の区分により補正を行うものとする。

注2 直接人件費=表1の補正単価×表1の区分ごとの権利者数